二一七　令和六年総務省告示第九十七号の一部を訂正する件　二八　155　三三六
二一八　令和六年総務省告示第百一号の一部を訂正する件　二八　155　三三七
二一九　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八　155　三三八
二二〇　政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び令和六年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件　二八　155　三三九
一　**総務省、文部科学省**　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示の一部を改正する告示　二七　四
二　租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示の一部を改正する告示　二七　四
○政治資金適正化委員会
一七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一四　三
一八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一四　三
一九　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　一四　四

○法　務　省
一四八　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三　二
一四九　除籍の一部が滅失した件　除籍が滅失した件　三　二
一五〇　除籍が滅失した件　四　一
一五一　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十八条第一項の規定による解散の届出があった件　四　一
一五二　日本国に帰化を許可する件　四　一
一五三　〃　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　四　一
一五四　日本国に帰化を許可する件　四　一
一五五　〃　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　四　一
一五六　日本国に帰化を許可する件　一〇　六
一五七　日本国に帰化を許可する件　一〇　六
一五八　原戸籍の一部が滅失した件　一一　三
一五九　除籍が滅失した件　原戸籍の一部が滅失した件　一二　三
一六〇　原戸籍の一部が滅失した件　一二　三
一六一　土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件　一四　四
一六二　日本国に帰化を許可する件　一七　四
一六三　除籍が滅失した件　一八　二
一六四　日本国に帰化を許可する件　一八　二
一六五　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一九　二
一六六　除籍の一部が滅失した件　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　二〇　二
一六七　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二一　二
一六八　日本国に帰化を許可する件　二一　二
一七六　除籍が滅失した件　二四　二
一七七　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二五　二
一七八　除籍の一部が滅失した件　二五　二

一七九　除籍が滅失した件　二五　二
一八〇　原戸籍の一部が滅失した件　二五　二
一八一　戸籍が滅失した件　除籍の一部が滅失した件　二六　三
一八二　日本国に帰化を許可する件　二六　三
一八三　除籍の一部が滅失した件　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　二七　六
一八四　**○外　務　省**　ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とルクセンブルク大公国政府との間の口上書の交換に関する件　三　二
一八五　円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　四
一八六　円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　三
一八九　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一一　四
一九〇　国際刑事裁判所に関するローマ規程の改正に関する件　一二　三
一九一　返納を命じた旅券を無効とする件　一二　三
一九二　アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　一四　四
一九三　シリア・アラブ共和国におけるアレッポ及びホムスにおけるインフォーマルな居住地の住環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　一七　四
一九四　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件　二一　特35　一
一九五　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及びセヴァストーポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与しているクリミア自治共和国及びロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者並びにロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件の一部を改正する件　二一　特35　四
一九七　ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件の一部を改正する件　二一　特35　四
一九八　ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件の一部を改正する件　二一　特35　四
一九九　ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体を指定する件の一部を改正する件　二二　特35　六